



農場で使用する敷料を適正に 管理しましょう！

農林水産省より、国内で以下のような事例が確認されたことを踏まえ、豚飼養農場等における敷料の適正管理について周知依頼がありましたのでお知らせします。

- ・ 畜産農家の敷料用に集積された粃殻の中から、豚熱野外株陽性のイノシシの死体が発見され、当該粃殻が豚飼養農場に持ち込まれていた事例
- ・ 豚熱発生農場において敷料として保管されている粃殻が野生動物の誘因となっていたと疑われる事例

敷料を適正に管理し、
病原体の侵入防止徹底をお願いします！

- ① 畜産農場で保管する粃殻等の敷料は野生動物の誘因になり得ます。防護柵、防鳥ネットの設置・補修等、侵入防止対策を徹底しましょう。
- ② 生産者が粃殻等の敷料を農場内に搬入する際は、当該敷料の集積所において、交差汚染対策及び野生動物による汚染防止対策等が適切に行われている事を確認しましょう。
- ③ 生産者が利用する敷料の集積所については、野生動物が誘引される事に留意し、耕種部門とも連携し、集積所の扉を閉める等侵入防止対策を図りましょう。
- ④ 敷料の集積所や保管場所に野生動物の侵入痕跡を発見した場合、速やかに搬入を中止し、農場内の消毒を実施するとともに、家畜保健衛生所に連絡しましょう。

千葉県西部家畜保健衛生所 TEL 043-250-4141 FAX 043-286-0090

※急性悪性家畜伝染病（豚熱等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。